

小額工事の上限金額の引上げについて

1 概要

- 本市では、随意契約が可能な 250 万円以下の工事のうち、詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できるものを「小額工事」として取り扱うことで、発注者、受注者双方の事務の効率化を図っています。
- 昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえて、令和 7 年 4 月 1 日に地方自治法施行令（以下「施行令」という。）が改正され、少額な工事における随意契約が可能な上限金額が現行の「250 万円以下」から「400 万円以下」と引上げられました。
- 本市では、施行令の改正趣旨を踏まえて、令和 7 年 7 月 1 日から小額工事の上限金額を 250 万円以下から 400 万円以下へ引き上げます。

2 主な改正点

- 小額工事の上限金額引上げに伴う小額工事、小額工事以外の工事に係る主な改正点は、「別紙」のとおりです。
- 令和 7 年度の調達方針、建設工事請負契約約款、関連する要綱についても令和 7 年 7 月 1 日に改正します。

3 適用時期

- 別紙（1）No.1 は、令和 7 年 7 月 1 日以降、見積依頼を行う案件に適用します。
- 別紙（1）No.2～5 は、令和 7 年 7 月 1 日以降、契約締結する案件に適用します。

4 参考（契約の種類別の上限金額の引上げ内容）

契約の種類	現行	改正後
工事又は製造の請負	250 万円	400 万円
財産の買入れ（物品等の購入）	160 万円	300 万円
物件の借入れ（機器類等の賃貸借）	80 万円	150 万円
財産の売払い	50 万円	100 万円
物件の貸付け	30 万円	50 万円
上記以外のもの（業務委託等）	100 万円	200 万円

5 問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話 053-457-2176

電子メール：tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(1) 主な改正点

発注者、受注者双方の契約事務の効率化を図るため、契約保証金の免除、前金払の請求などに係る要件を以下のとおり改正します。

No.	項目	現行	改正後	関係する規則・条項
1	随意契約ができる設計金額	250万円以下	400万円以下	浜松市契約規則第20条（別表）
2	契約保証金の免除ができる契約金額	300万円未満	400万円以下	浜松市契約規則第27条第1項第5号 浜松市建設工事執行規則第11条第1項
3	前金払、中間前金払の請求ができる契約金額	300万円以上	400万円超	浜松市建設工事執行規則第45条第1項
4	部分払の請求ができる契約金額	300万円以上	400万円超	浜松市建設工事執行規則第48条第8項第1号
5	契約書に代えて請書が使用できる契約金額	250万円以下	400万円以下	浜松市契約規則第25条第1項第1号 浜松市建設工事執行規則第10条第1項

(2) 小額工事

No.	項目	現行	改正後
1	設計金額	250万円以下	400万円以下
2	契約保証金	免除	免除
3	前金払、中間前金払	請求不可	請求不可
4	部分払	請求不可	請求不可
5	契約書、請書の別	請書	請書

(3) 小額工事以外の工事

No.	項目	現行	改正後
1	設計金額	250万円超	400万円超
2	契約保証金	必要 (※1)	必要 (※3)
3	前金払、中間前金払	請求可 (※2)	請求可 (※4)
4	部分払	請求可 (※2)	請求可 (※4)
5	契約書、請書の別	契約書	契約書

(※1) ただし、契約金額300万円未満は、免除

(※2) ただし、契約金額300万円未満は、請求不可

(※3) ただし、契約金額400万円以下は、免除

(※4) ただし、契約金額400万円以下は、請求不可